事務事業マネージメントシート 作成日

真岡市行政評価システム 評価対象年度 平成23年度

平成24 年 04 月 26 日

事務	事業名	妊婦-	婦一般健康診査運営事業							健周	長福祉部 優	建康増進課_	母子健康信	系	
政	策名	С	C 思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり								028	5-83-8121			
施策名 06 健康づくりと適切な医療の確保								□ 実施計画.	上の主要	の主要事業 T					
基本	基本事業名								1 -	] 単年度のる	h.				
法全	<b>令根拠</b>	製拠 母子保健法						事業期間	- 1 - 3	□ 早年度のみ   □ 単年度繰返(開始年度 平成9 年度~)					
- 子作	予算科目 1.一般会計 4.衛生費 1.保健衛:					于未利的	- 1 -	」 ]期間限定複			+及 → / 度~	年度)			
妊娠中に疾病の早期発見をして安心して出産できること															
							婦健康診査を公費負担 拡充となり、健診回数		康診査に	は、栃木県が県	!内市町村をと	りまとめ、栃	木県医師会及で	が栃木	
- 本3															
事業概要															
1. 琲	状把握の	部(1	)事務事業の	)目的と指標											
① 手段(主な活動)							③活動指標(事務事業の活動量を表す指標)の推移 名称 単位 20 年度(実績) 21 年度(実績) 22 年度(実績) 23 年度(実績) 24 年度(実績) 24 年度(実績) 24 年度(実績) 25 年度(実績) 25 年度(実績) 25 年度(実績) 26 年度(実績) 26 年度(実績) 26 年度(実績) 26 年度(実績) 26 年度(実績) 27 年度(実績) 26 年度(実績) 27 年度(実績) 27 年度(実績) 28 年度(実持) 28								
23年度実績   医療機関に委託して実施。毎月の支払い事務。受診票は、母子手帳交付時に						<del>                                     </del>	名称		早1世	20 年及(夫領)	21 年長(夫棋)	22 年及(夫額)	23 年及(美額)	24年度(見込)	
4回分を交付して、妊婦に説明する。						ア妊	婦一般健康診査(1回目)の	)受診者数	人	649	793	718	736	800	
								TT 44 444		0.47	007	704	700		
						イ <sup> 姓</sup>	婦一般健康診査(2回目)の	)	^	647	837	721	730	800	
						ウ 妊	婦一般健康診査(1~14回目	1)の受信者総数	\ \	3,177	9,005	8,718	8,979	11,200	
24年度		<b>፱14</b> 同分Ⅰ	はH23年度同様。			エ									
人门为从 人间分别 11日为18年50十段門所。															
② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等							指標(対象の大きさを	表す指標)の推移							
妊婦						ア:妊	名称 娠届出者数		単位 人	20 年度(実績)	21 年度(実績) 802	22 年度(実績) 748	23 年度(実績) 772	24年度(見込)	
						イウ									
							オ								
③ 意図 (この事業によって、対象をどう変えるのか) ・妊娠中の健康状態を把握し、健康的に妊娠期を過ごすことができる。						⑦成果	<u>指標 (対象における意</u> 名称	図された対象の程	程度)の推 ■単位		21 年度(実績)	22 年度(実績)	23 年度(実績)	24年度(見込)	
・異常の早期発見に努め、適切な医療と保健指導を行い、健康に出産できるよう支援する。  ④ 結果(どんな結果(上位施策)に結びつけるのか)							婦一般健康診査(1回目)受		%	96.0	98.9	95.9	95.3	100	
							婦一般健康診査(2回目)受 婦一般健康診査(1~14回目		% %	95.7 94.0	104.4 80.2	96.4 83.3	94.6 83.1	100	
						Ι	エ								
						8 上位	成果指標(結果の達成	度を表す指標) <i>σ</i>	)推移						
安全で安心な出産ができる。健康な状態で生涯を暮らしてもらう。							名称		単位		21 年度(実績)				
						ア 安	全で安心な出産ができた妊	産婦の率	%	100	100	100	100	100	
						ゥ									
						」 エ									
(2) 総事業費の推移 単位 20年度(実施)										責)	23年度(実績)		24 年度(見込)		
			国庫支出金     千円       県支出金     千円       地方債     千円			0		0		0		0		0	
	事業費 ::					0		12,049		15,138		16,990		<u>0</u> 0	
投 入 量	賽   円		その他 千円			0		0		0		0		0	
量		声光带	一般財源     千円       養計(A)     千円       現職員従事人数     人					35,051 47,100 1		43,292	46,007		0		
	<b>.</b> Т									58,430		62,997		0	
	件 ——		べ業務時間	時間		90		90		90		90		0	
			<u>き</u> 計(B) スト(A)+(B)	千円		376 18,590	_	365 47,465		384 58,814		382 63,379		0	
(3) 事			<u>ハバハバン</u> 化・市民意見					,							
① <b>z</b> σ.	事務事業を	を開始	母子保健法第	[13条の規定により]	 実施										
したきっかけは何か? いつごろどんな経緯で 開始されたのか。															
②事務事業を取り巻く 状況(対象者や根拠法 令等) はどう変化して いるか、開始時期ある						 負担してに	ハたが、平成19年度が	から5回分に拡充	した。						
						血病ウィノ	レス - 1型)検査が追加	となり20千円の	助成とな	<b>さる</b> 。					
						となり、	:なり、8回目11千円、11回目9千円の助成となり、公費負担は95千円/14回となった。								
│ いは 5 年前と比べてど │ │ う変わったのか?															
③この事務事業に対し															
	₹者(住民、 対象者、利割														
者等) からどんな意見															
や要望 るか?	፟፟፟፟が寄せら∤	れてい													
			í												

## 1 次評価の部 \*原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価 ①政策体系との整合性 ■結びついている □ 見直し余地がある ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか? 母子保健法で定められている事業であり、妊娠期の異常の早期発見と適切な保健指導により、健康な妊娠期を過ごし、安全に出産できるよう支援する市の施策に結びつく。 ・意図することが結果(上位施策)に結びついているか? 目的妥当性評価 ②公共関与の妥当性 ■ 妥当である ■ 見直し余地がある ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか? 母子保健法で規定されており、市の事業として妥当である。 ・税金を投入して達成する目的か? □ 適切である ③対象と意図の妥当性 □ 対象を見直す必要がある ■ 意図を見直す必要がある ・対象を限定・追加すべきか? 母子保健法で定められた事業であり、対象および意図は適切である。 意図を限定・拡充すべきか? □ 向上余地はない □ 向上余地がある すべての妊婦を対象としており、向上余地がない。 ④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか? ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか? ・何が原因で成果向上が期待できないのか? ⑤廃止・休止の成果への影響 影響がある ■ 影響がない ・ 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は? 母子保健法で定められた事業であり、廃止・休止はできない。 有効性評 ⑥類似事業との統合や連携の可能性 ■ 類似事業がある(類似の事務事業名を記載) ■ 類似事業はない ・他に、類似の形態の事務事業はないか? 母子保健法で定められた事業であり、類似事業はない。 ・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図る □ 他の事業と統合・連携ができる □他の事業と統合・連携できない ことができるか? ⑦事業費の削減余地 □ 削減余地がない □ 削減余地がある ・成果を下げずに事業費を削減できないか? 母子保健事業で定められている事業であり、単価については県全体で統一されており削減はできない。 (仕様や工法の適正化、住民の協力など) 効率性評価 ⑧人件費(延べ業務時間)の削減余地 □ 削減余地がない □ 削減余地がある ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか? 必要最小限の人員で実施しているので、これ以上削減はできない。 ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか (アウトソーシングなど) 9 受益機会・費用負担の適正化余地 □ 公正・公平である □ 見直し余地がある 公平性評価 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか? ・受益者負担が公正・公平になっているか? 3. 改革・改善方向の部 (1) 改革の方向性(改革案・実行計画) (3) 改革・改善による期待成果 □ 廃止 □ 見直し(□:目的妥当性 □:有効性 □:効率性 □:公平性) □ 統合 □ 継続 コスト 維持 増加 削減 向上 成果 維持 (2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か?それをどう克服していくか? 低下 事務事業の2次評価結果(事業の総括と事業の方向性) □ 記述説明不足(説明責任不充分) □ 評価内容が客観性を欠く □ 評価内容は客観的と言える (1) 1次評価結果の客観性と出来具合 (2) 2 次評価者としての評価結果 (5) 改革・改善による期待成果 ①目的妥当性 🗌 適切 🔲 見直し余地あり ②有効性 🔲 適切 🔲 見直し余地あり □ 適切 □ 見直し余地あり ④公平性 🔲 適切 🔲 見直し余地あり コスト 維持 増加 削減 (3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 (4) その他 2 次評価会議で指摘された事項 向上 □ 廃止 □ 休止 □ 目的絞込み □ 目的拡充 成果 維持 □ 事業統廃合 □ 事業のやり方改善 低下 □ 予算削減 □ 予算増大 □ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)